

総合計画審議会 関係条例・規則等

○島本町総合計画審議会条例

昭和55年12月26日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、島本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、島本町総合計画に関する事項について、調査・審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町の関係団体が推薦する者
- (3) 住民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおのおの1名置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 島本町都市計画審議会条例(昭和44年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和56年8月10日条例第12号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の島本町総合計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)の施行の日から、昭和58年1月31日までの間に改正後の条例第3条の規定に基づき、町長が委嘱する委員の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、委嘱のあつた日から昭和58年1月31日までとする。

附 則（昭和57年4月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日条例第22号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（平成3年9月27日条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第8号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月17日条例第21号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第9号）
この条例は、公布の日から施行する。

○島本町総合計画審議会条例施行規則

昭和56年8月6日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、島本町総合計画審議会条例(昭和55年条例第14号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、島本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の運営)

第2条 条例第7条の規定に基づき設置する部会は、審議会会長(以下「会長」という。)が指名する審議会委員(以下「部会委員」という。)をもつて組織する。

2 部会に部会長及び副部会長をおのおの1名置き、部会委員の互選によつてこれを定める。

3 部会長は、部会に分掌させられた事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 会長は、随時部会の会議に出席し意見を述べることができる。

8 会長は、必要に応じて各部会の調整を図るため、部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第3条 審議会の事務局は、会長又は部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○島本町総合計画審議会の会議の公開に関する要綱

(平成20年12月24日)

最近改正 平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、島本町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、島本町総合計画審議会の長（以下「会長」という。）が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、島本町総合計画審議会傍聴要領第3項に規定する者を除き、住民は傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(会議の開催の公表)

第6条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、会議開催のお知らせ（様式第1号）により、広報紙又はホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表をしようとするときは、主に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第7条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 閲覧資料は、傍聴定員以内で用意するものとし、不足する場合は複数人で閲覧するものとする。

3 会議の資料は、会議の終了後、速やかにコミュニティ推進課に送付し、閲覧等に供するものとする。

(要点録の作成等)

第8条 要点録等は、速やかに作成する。

2 公開した会議の要点録等は、要点録（様式第2号）により、文化・情報コーナーで閲覧等に供するとともに、ホームページに掲載し、公表に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

○島本町総合計画審議会の会議傍聴要領

(平成20年12月24日)

1 趣旨

この要領は、島本町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付表に氏名・住所を記入し、会長の許可を受ける。

なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、会長が許可した場合はこの限りでない。

(2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。

3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

(5) 携帯電話の電源を切ること。

(6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。

(8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。

(9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から実施する。

【関係条例】 ○島本町まちづくり基本条例

平成22年10月14日

条例第17号

私たちのまち島本町は、木津川、宇治川、桂川の三川が合流し淀川となる右岸に位置し、古くから京都と大阪を結ぶ主要幹線を有する交通の要衝として栄えてきました。

また、町域の約7割が山林や原野で、まちの中央を清流「水無瀬川」が流れるなど豊かな自然環境と歴史遺産に恵まれています。中でも大阪府内で唯一、名水百選に選ばれた「離宮の水」をはじめ、島本の水は、名水の誉れ高く、まちの誇りであり貴重な財産です。

私たちは、先人たちがたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業を更に調和させ、島本町にこれからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代の人たちに引き継いでいかなければなりません。

町は、これまで町民憲章の制定、人権尊重のまちづくりの推進、情報公開制度をはじめとする諸制度を整えるとともに、住民福祉の増進を図ることなどを町政の基本として運営してきました。

今日、地方分権が本格的に進み、地方自治体の役割と責任が拡大する中、今まで以上に、住民が自治の主役として積極的に町政に参画し、議会及び町と協働してまちづくりを推進することが求められています。

私たちは、平和を願い、お互いが助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人びとの人権を尊重しながら、島本町民憲章に明記されている「自然は大地をつくり、人間はまちをつくります。まちは住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。」という理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民自治の原則に基づき、島本町における住民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定め、住民、議会及び町のそれぞれの役割及び責務を明らかにすることにより、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 町内に居住する者、町内で働く者及び学ぶ者並びに次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (4) 参画 町の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、住民が主体的に参加することをいう。
- (5) 協働 住民、議会及び町が目的を共有し、それぞれの特性と立場を理解し、及び尊重しつつ、対等な立場で自主的に連携しながら協力することをいう。
- (6) コミュニティ 住民が互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

第2章 基本原則

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、島本町におけるまちづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、住民、議会及び町は、これを遵守しなければならない。

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例に定める目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする。

- (1) 住民、議会及び町は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (3) 住民、議会及び町は、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを推進すること。
- (4) 住民、議会及び町は、互いに情報を共有し、町はその保有する情報を積極的に提供すること。
- (5) 住民、議会及び町は、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

第3章 住民の権利及び責務

(住民の権利及び責務)

第5条 住民は、まちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。

- 2 住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働するよう努めるとともに、公共性を重んじ、自らの行動に責任を持つものとする。

(コミュニティ)

第6条 町は、コミュニティによる地域における活動を支援するものとする。

- 2 住民、議会及び町は、コミュニティの役割を認識するとともに、尊重しなければならない。

第4章 町議会

(議会の機能)

第7条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、町政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。

- 2 議会は、住民の意思が町政に反映され、適正に町政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

(議会の責務)

第8条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を住民と共有し、開かれた議会に努めるものとする。

- 2 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な条例を定め、住民に対し、議会の役割を明確にするように努めるものとする。

(議員の責務)

第9条 議員は、議会活動に関する情報、町政の状況等について、住民に対して説明するよう努めるものとする。

- 2 議員は、町政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努めるものとする。
- 3 議員は、住民福祉の向上のため、第7条に規定する議会の機能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努めるものとする。

第5章 町の責務

第10条 町は、地域社会が直面している多様な課題を的確に把握するとともに、必要な施策を適正に選択し、総合的かつ計画的なまちづくりを行わなければならない。

- 2 町は、住民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話と合意に基づくまちづくりの推進に努めるものとする。

第6章 情報の共有、情報公開等

(情報の共有)

第11条 町は、住民の参画と協働の実効性を確保するため、住民の共有財産である町の情報を住民に分かりやすく提供するものとする。

- 2 町は、多様な媒体を通じて広報活動の充実を図るなど、情報提供の体制整備に努めるものとする。

(説明責任)

第12条 町は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について住民に対

し、説明責任を果たさなければならない。

2 町は、町政に関する住民の意見、要望、提案等に対し誠実に応答しなければならない。

(情報公開及び個人情報の保護)

第13条 町は、町政に関する情報について、住民との共有を図るため、情報公開を推進するものとする。

2 町は、個人情報を保護するための取扱いを徹底し、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置をとらなければならない。

第7章 住民参画の推進

(参画の推進)

第14条 町は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じ、住民が参画する機会を保障しなければならない。

(意見公募の実施)

第15条 町は、町の基本的な施策等を策定しようとする場合は、意見公募（パブリックコメント）を実施し、住民からの意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行わなければならない。

(審議会等への参画)

第16条 町は、その所管する審議会等の委員には、公募による委員を含めるよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に当たっては、男女の構成比、年齢等に配慮し、広く意見が反映されるよう努めなければならない。

(住民投票)

第17条 町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行うことができるものとする。

2 町は、前項の住民投票を実施した場合には、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、その都度、条例で定める。

第8章 行政運営

(総合計画)

第18条 町は、計画的な町政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画が社会の変化に対応することができるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。

(財政運営)

第19条 町は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 町は、予算、決算その他の財政運営に関する情報を住民に分かりやすく公表するものとする。

(行政手続)

第20条 町は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資するため、行政手続を適正に行わなければならない。

(行政評価)

第21条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を行い、その結果を住民に公表するものとする。

第9章 条例の見直し

第22条 町は、社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しを行う必要があると認めるときは、速やかに

その手続を行うものとする。

2 この条例の見直しに当たっては、住民の意見を広く聴かなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【関係条例】 ○島本町総合計画基本構想の議決に関する条例

平成30年3月6日
条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、総合計画基本構想（島本町まちづくり基本条例（平成22年島本町条例第17号）第18条第1項の総合的な計画のうち、本町の将来像及び政策の大綱を示すものをいう。）の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。